

運転資金の借入れをお考えの方へ 《間伐材生産流通資金のご案内》

間伐材生産流通資金とは

間伐の推進と間伐材の有効利用を促進して、健全な森林の育成を図ることを目的として、民有林の間伐材生産・流通・加工及び製材品の購入・販売を行う方に低利で融資を行う本県独自の制度融資です。

ご利用には間伐材の利用であることを証明する書類が必要です

まずは一般社団法人群馬県木材組合連合会に証明書発行を申請してください。

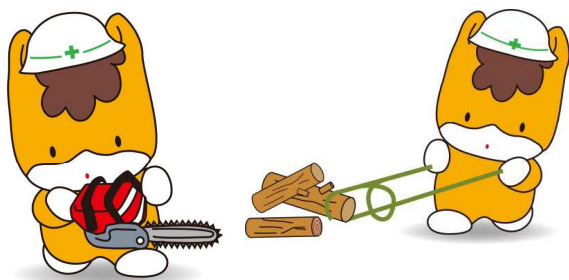
間伐材に関する運転資金であることの確認させていただきます。

1 次のような資金に利用できます

間伐を行うための経費及び立木取得のための運転資金	貸付内容	利率	短期1.70% (R04.4月現在)
間伐材を流通させるために要する運転資金		貸付限度額	【個人・会社】1千万円以内 【協同組合等】5千万円以内
間伐材を加工するために要する運転資金		償還期限	1年以内
間伐材による製品の購入及び販売に要する運転資金		対象者	・森林所有者 ・群馬県木材業者・製材業者・ チップ業者登録名簿に記載されている事業者
		取扱金融機関	群馬銀行

2 お申し込み手続き

- 1) 「間伐材生産流通資金証明申請書」を群馬県木材組合連合会に提出してください。
担当者がお伺いし、借入の内容について確認させていただきます。
- 2) 確認検査の後、証明書が交付されます。
交付された証明書を添えて、群馬銀行各支店に融資のお申し込みをしてください。



《お問い合わせはこちらまでどうぞ》

一般社団法人 群馬県木材組合連合会
電話 027-266-8220
URL <http://www.gunma-wood.com/>

群馬県環境森林部 林業振興課経営強化係
電話 027-226-3237